

我が国における音楽に関する文化行政・文化政策に関する一考察

—生涯音楽学習の視点から—

佐藤 歩

(本講座大学院博士課程前期在学)

A Study on Cultural Administration and Cultural Policy for Music in Japan: From Life-long Music Learning

Ayumi SATO

はじめに

1965年にポール・ラングランによって生涯学習という概念が提唱されて以来我が国では、1990年に生涯学習に関する法律として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(略称「生涯学習振興法」)が制定され各都道府県の事業に関して生涯学習の拡充と、生涯学習に関する事業の推進体制の整備についての指針が示されることとなった。生涯音楽学習に関する法律としては「生涯学習振興法」の4年後に「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が制定され、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する政策の基本等について定められており、これらの法律のもと、学校や民間、国・地方公共団体レベルにおいて生涯学習が積極的に推進されている。

文部科学省中央教育審議会平成19年中間報告にもある通り、国民一人一人が自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができるような環境を整え、国民一人一人の資質・能力の向上を通して社会全体の活性化を図っていく¹ことの必要性が高まってきている。また文化芸術はその性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在するため、多様な文化芸術の発展を目指すに当たり公的支援は必要であるといえる。同時に文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である²。また近年の国際関係において、国家の文化力によって国の国際的立場を左右するようになってきていることから、文化芸術を振興し我が国の文化力を十分にすることは今後の我が国の発展を考えれば避けられないことである。

学習は学校教育を除き個人学習や市民の間での学習のレベルでも可能であるが、先に挙げた生涯学習社会の構築、ひいては我が国の音楽文化の発展には、上記のような資金面に加え生涯学習や音楽文化活動が行われやすい土壌を行政のバックアップで育むことが必要不可欠である。

そこで、生涯音楽学習を推進していくにあたってその指針及び基盤となる文化行政・文化政策を音楽文化の視点から概観したうえで、大分市の事例を検討することによって、生涯音楽学習を企図した今後の音楽分野における文化政策の展望に対する示唆を得ることを本稿の目的とする。

I 文化政策と文化行政

1. 文化政策と文化行政

文化政策は一般に、国・地方公共団体及び一定範囲の文化に関する権限を付与された独立行政法人等による文化に関する施策の総体と観念される。また、文化行政は基本的には「芸術や文化を振興していくための公的支援」を意味する(井口, 2007, p.264)。両者はほぼ同義として扱う考え方もあるが、近年では両者の性質から分けて表記されることも多い。

我が国では、戦後から1980年代末まで専ら「文化行政」という名称が使用されてきた。これはナチス

の文化政策や第二次世界大戦中の文化統制などの反省からこれらを髣髴とさせる「文化政策」という文言を使用することを避けてきたためとされている。さらにもうひとつの理由として、文化は多元的な価値を内包するため、内容にかかわる理念や目的の部分は空白とし、実務的な対応を中心とした「行政」の呼称が適当と考えられたためである³。しかし1990年代になると「文化政策」という呼称が使われるようになってきた。この理由としては、我が国が「文化の時代」「地方の時代」となったことによりそれまでは国や地方公共団体が企画立案し、その計画を実施するという行政と文化芸術団体の二者の関係から、企画立案段階はもちろんのことその政策評価まで民間団体や民間企業を含む広い意味での市民参加という、従来の二者の関係に民間団体を加えた三者の関係になったことが挙げられる。すなわち、行政側が主体として狭い範囲での施策の構成・実施までを行うものを「文化行政」、様々なセクターが総合的に関わり合いを持つようになったものを「行政政策」と表すことができるといえる。本稿では上記の定義として「文化政策」と「文化行政」を使い分けるものとし、また「文化行政」においては、行政が行う文化的な行為のことを指すものとしたうえで、「文化政策」について中心的に述べることにする。

文化行政を行政法の側面からみると、規制行政と給付行政とに二分される。まず行政を行うにあたって、主体となる行政庁（行政主体）が国会の制定する法律の定めるところにより法律に従って行政立法や行政計画により政策の基準を設定する。次にその基準に基づいて活動を行い（行政行為⁴）、もしも行政行為に従わない者がいれば強制的に従わせる（行政強制）、という流れが存在する。上記の「規制行政と給付行政」は行政行為に当たる。その中心となるのは許可や免除などの給付行政であるといえ、国民の権利を直接侵害するものではないため、その行為を行うその都度に法律の根拠を必要とせず従ってある程度の自由裁量が行政の側に認められているといえる。

2. 文化政策の概要

近年文化政策においてその責任官庁である文化庁のみならず様々な省庁とも関連した政策が行われるようになってきている。

2002年文部科学省文化庁（以下文化庁）において制定された「文化芸術振興基本法」によると、文化庁は芸術文化を「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、その他の芸術（特定のメディア芸術を除く）」と「メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽」としており⁵、振興の対象としている。根木（2010）は対象領域として「文化芸術の振興と普及」「文化財の保護」「著作権の保護」「国語の改善」「宗務行政の運営」の5領域が存在すると述べているが、文化庁の公式ホームページのカテゴリを考慮するならば、この5領域に「国際的な交流と貢献」を加えた6領域とすることも可能ではないだろうか。これらの領域の内、その中核をなすのが以下の二つである。

①文化財の保護

②文化芸術の振興と普及

文化政策の二本柱として、これまで我が国が培ってきた固有の文化を次世代へ継承する役割と、グローバル化が国際的に重要視されている近年において他国の文化を受容しながら新たな文化を創造・発展していく役割である。一見この二つは相反することのように思えるが、①は有形無形問わず、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠であると同時に、②の基礎となるものであるといえる。つまり、①を積極的に行い自国の文化を尊重して初めて新たな文化の発展や振興が行われうる基盤が築かれるのである。また②の「普及」という点に関しては、全国の文化的格差の是正が目的であり、また各地域に波及した文化をそれぞれの地域が自分たちの文化として自律的に取り込むことができる力を養成していく必要がある。

文化政策に関わる学問としては、「文化経済学」、「文化経営学（アートマネジメント）」「文化政策学」などが挙げられる。「文化経済学」は、文化芸術を社会経済との関係においてとらえ、これを主として経済学的な観点から分析する学問分野⁶であるが、論者によって様々な見地から論じられており一般的な定義が確立されているとは言い難い状況である。「文化経営学（アートマネジメント）」については、狭義では文化芸術活動の主体（文化芸術団体、文化芸術施設等）が行う文化芸術活動の管理運営、すなわち経営のことを指す。広義においては、文化芸術活動の主体とこれを受容する社会及びこれを支える資本の間の連携・接続の機能全般として把握される。この狭義広義のアートマネジメントを主として経営学的視点から分析する学問分野がこの学問である⁷。今日文化政策が文化芸術以外の他の領域おも包括し、総合色を

強めている状況に鑑み、これらの学問領域とも不即不離の関係であると考えられる。文部科学省も述べているように、文化芸術は分野によってはその公共性ゆえに、利益に対してコストが高くなることが多く、営利目的には向いていないといえる。しかし今日の財政難に伴い地方ではコスト削減が余儀なくされており、いかに経費を制約しつつ種々の施策を行うかが課題となっているため、文化経済学を下地とした文化経営（アートマネジメント）の役割はますます高まるであろうことが予想される。

文化政策の担い手は、従来は前述したように国や地方公共団と文化芸術団体による狭いものであったが、近年はこの二者に加え企業メセナやNPO団体、ボランティアなど様々な立場の団体が総合的に関係するようになってきている。文化政策の主体をどこに置くかという点に関して、二つの立場がある。ひとつは、あくまでも行政側に主体があるとする考え方である。主体を絞ることで責任の所在や政策表を行う際の評価対象を明らかにし、次の政策に反映しやすくすることが利点である。この考え方に対し、文化政策の主体は上記のような様々な官民交えたセクターにあるとする考えもある。主体を地域の様々なニーズに対応することのできる機動力を持つ民間セクターと行政側とを対等な立場であると考え、行政側の裁量が多くなりすぎないようにするものである。どちらの立場にも長所と短所が存在するため、一概にどちらが正しいとは言い難く、前者は狭義の文化政策における主体であり後者は広義の主体であるといえる。

3. 地域における文化政策

1980年以降、急速に高まった「地域の時代」「文化の時代」の流れの中2001年に「文化芸術振興法」が制定され、2003年には文化庁の予算が初めて1000億円を突破して以来、各地方自治体においても独自の文化芸術振興条例が発表されてきた。それに伴い教育委員会の領域に属していた文化芸術政策が、各地方公共団体の首長に属するようになり、文化政策が芸術文化にとどまらず市民の生活文化や地域文化全体を内包する総合的なものになってきており、芸術文化によって都市やまちを再生・想像していこうという機運が高まっている。

II 音楽に関する文化政策

1. 公立文化施設

現在指定管理者制度の対象となっている「公の施設」は、役所の庁舎・研究所を除くほとんどの公共施設が該当する。具体的には図書館・博物館・公民館・体育館・保育所・老人ホーム・公園・道路・河川・港湾・病院・地下鉄などがあげられる⁸が、特に公立文化施設については法的な基準は存在しておらずはつきりと定義することは難しい。そこで全校公立文化施設協会（以下公文協）は公立文化施設の意義や必要性に言及したうえで独自にガイドラインを作成している。そのガイドラインによると、「公立文化施設とは芸術文化を主目的とした「劇場」的な施設であると同時に、公共性を持った広い意味での「まちづくり」の役割を持った施設」であるとされている。このガイドラインでは、「文化」としながらも芸術文化、更には公演芸術に絞って「文化」としている。

他に広義における「文化」を公共的立場からサポートする施設として、社会教育施設がある。主な社会教育施設としては、図書館・博物館・美術館・公民館・生涯学習施設・公文書館・文化ホール・各種少年及び青年の家・社会教育センターなどがある。社会教育施設はいずれも、社会教育法により規定されている。

2. 音楽に関する文化施設

活動が行われる場として中心となるのは、主に「文化ホール」「公民館」「生涯学習施設」「民間の音楽教室」「カルチャーセンター」「学校教育施設」などである。「文化ホール」「公民館」「生涯学習施設」は公的性質の強いもので、「民間の音楽教室」「カルチャーセンター」は民間の性質が強いといえる。公的な音楽文化施設の中でも、公民館・生涯学習センター・文化会館・大学高校・公民共同支出による施設は「公立」であることが多いため、本稿ではこれらを「公立文化施設」と呼称することとする。

全国公文協は平成18年にこの協会に属する全国1,276施設の公立文化施設を対象に「公立文化施設現況調査」を行っている。調査結果によると、地区別の分布は多い順に、関東甲信越…357館、九州地区…168館、近畿地区…162館、東海・北陸地区…160館、中国四国地区…145館、東北地区…139館、北海道地区…46館となっている。こうしてみると関東甲信越に一極集中しているかのようだが、概ね実際

は人口分布に伴っているといえる⁹が、人口に対して九州は比較的公立文化施設が充実しており、逆に東北は人口に対し施設数が少ない。また全国公文協に所属する公立文化施設は文化ホールや音楽堂などの音楽機能を主とする施設の他、博物館や総合的な役割を持つ生涯学習センターのほとんどがホール機能を有しており音楽的機能を持つ施設が多く所属していることがわかる。さらに同調査の結果を抽出し、以下の4つの表にまとめた。

表1 公立文化施設現況調査

調査項目		館数
運営主体	自治体	493
	委託	27
	指定管理者制度	656
利用料金制度	導入している	554
	導入していない	583
	検討中	40
ホームページ	開設している	934
	準備中	29
	検討中	64
	予定なし	150

表2-1 指定管理者制度に関する項目①

指定管理者制度を	館数
導入している	656
導入していない	418
検討中	102

表3 ホームページに関する項目①

ホールの空き状況		館数
ホールの空き状況	公開している	428
	公開していない	414
	検討中	91
ホールの使用予約	している	118
	していない	733
	検討中	78
チケット予約	している	98
	していない	744
	検討中	67

表2-2 指定管理者制度に関する項目②

公募・非公募	公募	281
	非公募	375
対象	公益法人	501
	民間企業	88
	NPO 法人	21
	その他	46
指定期間	1～3年	377
	4～5年	243
	6年以上	6
	その他の期間	30

以上のことから、運営主体は対象全1,276施設中約50%が指定管理者制度を導入していることがわかる。指定管理者制度とは、従来地方公共団体の直営や地方公共団体及び政令で定める出資法人に限り許されていた公の施設の管理を、その公共施設を管轄する地方公共団体が指定した民間企業やNPO法人などでも可能にした制度である。バブルの崩壊後不況に見舞われた我が国の財政状況に鑑み、国・地方公共団体はスリム化が求められることとなった。そこで「官から民へ」のスローガンの下、構造改革の一環として「指定管理者制度」が誕生する運びとなり、現在ではこの制度は積極的に活用されているといえる。次いで各自治体による運営が多く、独自に民間団体に委託をしている施設は少ないことがわかる。また指定管理者制度の採用を検討中である施設は102館あり、今後本制度の利用は高まるであろうことが予測される。本制度を採用している656館の内、運営団体を公募と非公募の割合はほぼ変わらないが、非公募の割合が高い。

運営団体の対象としては、約76%が公益法人に、13%が民間企業に、そして3%がNPO法人という内訳となっている。更に指定期間の内訳は、最も短い1～3年が約半数の57%、4～5年が37%となっており、90%以上が5年以内の期間で運営を行うという結果となっている。指定期間によって管理運営の期間が決められている点については、短期間で運営者が変わることによってより効率的な運営を行うことができるといった利点がある反面、各団体の運営体制が定着し馴染んできた時期に次の団体へと運営者が変わってしまうことで、長期的な視点での運営が難しくなるという欠点も指摘されている。

利用料金制度を採用している施設と採用していない施設はほぼ同数で両者とも約50%であった。地方公共団体が財政難により文化予算を削減している近年にあっても、文化施設の持つ公共性や芸術文化活動を広く促す役割に加え、「公立」であることの長所を損なわないために、料金制を採用していない施設が

多いと考えられる。

本調査に回答した公立文化施設の内、施設に関するホームページを開設している団体はおよそ73%、開設準備中が2%、検討中が64%、開設予定なしが11%となっている。さらにホームページを開設している施設のうち、ホールの使用状況が公開されている施設は約50%あり、10%が検討中であるとしている。同じくホールの使用予約を行っている施設は12%、行っていない施設は78%という数値から、ホームページは開設していてもリアルタイムの更新が必要な「予約」までは手が回らないというのが現状であろう。総務省「平成21年通信利用動向調査」によると、我が国におけるインターネットの利用状況は10は年々上昇しており、2010年には国民の78.0%がインターネットを利用する状況にあるといえる。このような情報化社会の中で、インターネットというメディアツールを使用して市民に情報提供を行うことは極めて重要である。インターネットの利点は、利用者が気軽に必要とする情報にアクセスできる点にあり、公立文化施設の利用を促進するためにもホームページの開設を行っていくことが望ましい。また、ホームページによって様々な施設に関する情報公開を行うに当たり、コンピュータなどのメディア機器に対する知識や技術が必要となってくる。そのため、運営を行う側にはメディア機器にある程度の対応が可能な人材を有することが求められる。

Ⅲ 音楽に関する地域文化政策の事例

文化政策は、その対象を我が国においた広域的なものから、それぞれの地域文化振興を対象としたものまで幅広い意味を含む。本稿では広く観念的な意味としての政策ではなく、具体的な地域における音楽文化政策を対象とする。音楽に関する文化政策の例としては、音楽祭や芸術祭などの大きなイベントを催すことによって地域住民は元より地域外の人々を呼び込み、地域の文化を振興し地域活性化を図るものや、いわゆる「音楽のまちづくり」といった地域住民を対象とした日常的な音楽文化の振興を目指すものが挙げられる。また音楽関連のイベントを含んだ「音楽のまちづくり」音楽を「まちづくり」の一部に盛り込んだものも展開されている。そこで本項では現在実践されている音楽文化政策の一例として、大分市の取り組みを取り上げ考察する。

<大分市の概要>

大分県は、政令指定都市を持つ大都市である福岡県の隣に位置しており、近年の少子高齢化に伴い人口の減少や高齢化などの課題を抱えている一般的な「地方都市」といえる。大分市は大分県の県庁所在地であり、県内の政治・経済・文化の中心として位置づけられる人口約47万人の都市である。人口の減少が懸念される近年においても毎年約2,000人増加しており、県内の中核としての役割を担っている。そこで、今後豊暮らしを持続的に維持・発展していくためには「地域としての魅力と活力を維持・増幅し、人々が暮らし続けたいと思う住環境（自然、住宅、文化、コミュニティ等）と企業投資環境としての人材・インフラ整備水準を備え、人・モノ・情報の多様な交流環境を充実させる必要がある」¹¹として、「都市計画マスタープラン」を下に都市の再生・再開発に力が入れられている。

<ハード面の音楽文化政策>

大分市内のホール機能を有する公立文化施設は、県立施設も含めて以下の5館存在する。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ①大分文化会館 | ②大分県立総合文化センター（iichiko 総合文化センター） |
| ③大分県立芸術会館 | ④コンパルホール |
| ⑤平和市民公園能楽堂 | |

上記の「都市計画マスタープラン」の下に大分市で現在行われている文化政策のうち、規模の大きなものとして「県立美術館基本構想」と「大分市複合文化交流施設基本構想」が挙げられる。この2つの計画ともいわゆる「ハコもの」の整備としての文化政策であるといえる。前者の基本構想は③大分県立芸術会館と深く関連するため、音楽分野における文化政策ではないが取り上げる。

「県立美術館構想」について

県立芸術会館は美術館機能と舞台付のホール機能を持つ複合施設として1977年に開館し、市民の文化活動の中心的な施設として活用されてきた。しかし約30年が経過し、施設の老朽化の進行や美術館における展示スペースの不足などの理由により、ホール機能及び美術館機能の著しい低下が招かれることとなり、

県民の多様な文化芸術活動の要請に応えることが難しい状況となった。そこで、様々な分野の専門家や公募で選出された県民代表などによる12名から構成される「大分県美術館構想検討委員会」が結成され、新たな美術館のあり方が模索される運びとなった。本構想では「大分市複合文化交流施設基本構想」による大分市内に新たな中～大規模ホールの建設が計画されている状況に鑑み、老朽化によってホール機能を修繕や建て替えによって回復させるのではなく、削除することで美術館機能に特化させることを目的としたものである。敢えてホール機能を削除することで、その分の費用を美術館機能に回すことができる他、他のホールの稼働率が上昇する効果が見込まれている。

「大分市複合文化交流施設基本構想について」

本構想は、魅力・活力のあるまちづくりを推進するに当たり、次世代の大分市を担う文化や産業を育むことのできる様々な視点からの「交流の場」として文化交流施設の建設を行うことを旨としている。本施設の主たる機能としては、「交流・文化・福祉・健康・情報・教育・産業支援」が挙げられ、その支援機能として「防災・飲食・買い物・休憩・憩い」が示されている。ホール機能は、交流の中心となる場として設定されている。また先に述べた「県立美術館基本構想」においてそのホール機能が削除されたことにより、本ホール（以下「ホルトホール」）の需要は高まるであろうことが予想される。現在大分市が有する文化ホールは上記の①～⑤であるが、これらをホールの規模ごとに分けるなら、大分市には計7つのホールがある。それぞれの役割分担について以下の表にした。

表4 大分市内のホール利用分担

ホール名	座席数	椅子		利用適性						利用分担
		固定式	移動式	音楽会	歌謡ショー	演劇	・集会 ・講演会	・見本市 ・展示会		
大分文化会館（大ホール）	2,077席	○	○		△	○	○	◎	×	多目的
大分県立芸術会館	1,022席	○	○		◎	○	○	○	×	音楽会、ポピュラー、ミュージカル等
コンパルホール	文化ホール	500席	○		△	×	○	◎	×	講演会、集會中心
	多目的ホール	400席		○	△	×	○	◎	○	会議、館集會、小規模展示中心
能楽堂	568席	○	○		○	×	◎	×	×	能楽中心
iiichiko 総合文化センター	グランシアタ	1,966席	○		◎	◎	◎	○	×	音楽会、ミュージカル中心
	音の泉ホール	700席	○		◎	△	○	◎	×	音楽会、講演会中心

表4より市内のホールは目的ごとに活用されているといえる。そこで新設されるホルトホールには、ある機能への特化を求めるのではなく、複合文化施設として総合的な役割を設定している。特にホルトホールの機能は文化芸術活動の振興や生涯音楽学習への活用がなされ、地域文化の活性化が大きく期待される場所である。

<ソフト面の音楽文化政策>

現在大分市において推進されている音楽文化に関連する政策として「おおいた夢色音楽プロジェクト」が立ち上がり、現在本プロジェクトの下「おおいた夢色音楽祭」を中心として「どこでもコンサート」「ふるさとコンサート」「いかした大人たちのバンドフェス」の計4つの活動が行われている。

大分市は明治時代の西洋音楽黎明期における代表的な音楽家である滝廉太郎の墓所があるなど、音楽とゆかりの深い土地であるといえる。そこで、2008年度より音楽をベースにした大分市の新たな魅力づくりとして「おおいた夢色音楽プロジェクト」を始動した。

「平成20年度第2回議会一般質問に対する答弁」によると、このプロジェクトの検討委員は様々な分野から集まった市民有志により構成されており、様々な世代が参加・交流することが目的とされている。また100組を超す演奏グループによる多様なジャンルの演奏の場を設けることにより、地域で活動しているアーティストの掘り起こしを行うことができ、そのデータベース化を図ることで今後のイベントにおける発表が行われやすくなることが期待されている。更にこれらの取り組みを継続して行うことで、「音

楽のまち」というイメージの定着とともに大分市の活性化を図っている。本プロジェクトの核となる「おおいた夢色音楽祭」では初回開催で、市内中心地の22か所の路上ステージで県外からのアーティストも参加し（初回開催で117組の演奏グループの参加）、延三万人以上の人出があり、大分市は今後各方面のセクターと連携しつつ、事業の拡大・継続を目指す。

おわりに

本稿では、文化政策について事例を交え考察した。文化を広義的に捉えるならば、「人づくり」すなわち教育の分野も含まれているといつてよい。教育は学校教育だけを指すのではなく、むしろ近年では生涯を通じた教育・学習である生涯学習を主目的とする考え方にシフトしてきている。その意味では「人づくり」を含む文化政策は、地域の活性化は基よりひいては国家全体に及ぼす効果も大きい。

大分市の事例では、近年ハード面でもソフト面でも音楽による文化政策が新たに取り組みされており、その取組の中でも「交流」をテーマとして魅力あるまちづくりを目指している。しかしこれらの取り組みは始動して間もなかったり、まだ施設が完成していなかったりするため、長期的な視点での効果を今後調査していくことが必要であると考ええる。

「物質的に豊かになり、精神的な豊かさを求める傾向にある今日において人々の価値観は多様化し、文化政策の担い手も非常に多様になってきている。このような「人づくり・まちづくり」を基盤とした国民・市民の多様な音楽文化に関するニーズに即した生涯学習政策、文化政策の展開が必要である。

また文化芸術と経済効果や経営は不即不離の関係にある。そこで今後は、文化芸術の中でも音楽の持つ経済効果に着目しつつ様々な音楽文化政策の事例を調査することで実践的な今後の文化政策における可能性及び、生涯音楽学習と文化政策との関連性についても考察していきたい。

注

- 1 文部科学省中央教育審議会平成19年中間報告。
- 2 文部科学省「文化芸術の振興に関する基本的な方針」, 2011年2月8日閣議決定。
- 3 根木昭『文化政策学入門』水曜社, 2010, p.51。
- 4 行政行為という概念は法律の条文にはなく、ほぼ「行政処分」及び「処分」と同義であるとされている。
- 5 文部科学省「文化芸術振興基本法」, 2002。
- 6 根木昭『文化政策学入門』水曜社, 2010, p.17。
- 7 同上。
- 8 井口貢編『入門 文化政策—地域の文化を創るということ—』ミネルヴァ書房, 2008, p.199。
- 9 総務省統計研究所による2010年度国勢調査を参考。
- 10 6歳以上で過去1年間インターネットを利用したことがある者の割合。
- 11 「大分市複合文化交流施設基本構想」2008年度報告。

文献

- ・井口貢編『入門 文化政策—地域の文化を創るということ—』ミネルヴァ書房, 2008
- ・神谷国善『文化のいま, これから』新日本出版社, 1991
- ・古賀弥生『芸術文化がまちをつくる—地域文化政策の担い手たち—』九州大学出版会, 2008
- ・松下圭一, 森啓編『文化行政 行政の自己革新』学陽書房, 1979
- ・根木昭『文化政策学入門』水曜社, 2010
- ・大分県美術館構想検討委員会『県立美術館基本構想 答申』2011
- ・大分市複合文化交流施設基本構想策定委員会『大分市複合文化交流施設基本構想（報告）』2008
- ・大木裕子『オーケストラの経営学』東洋経済新報社, 2008
- ・佐々木見彦監修『芸術経営学講座② 音楽編』東海大学出版会, 1994
- ・高萩保治・中嶋恒雄編著『音楽の生涯学習—理論と実際』玉川大学出版部, 2000
- ・山崎茂雄『文化による都市再生学—創造都市の文化を考える』アスカ文化出版, 2009

参考 WEB 資料

- ・ 行政と民間をつなぐポータルサイト ベスピー
<http://best-ppp.com/>
- ・ 文部科学省
<http://www.mext.go.jp/>
- ・ 大分県ホームページ
<http://www.pref.oita.jp/>
- ・ 大分市ホームページ
<http://www.city.oita.oita.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html>
- ・ 総務省情報通信統計データベース
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h22.html>
- ・ 総務省統計局・政策統括官（統計基準担当）・統計研究所
<http://www.stat.go.jp/index.htm>
- ・ 社団法人全国公立文化施設協会
<http://www.zenkoubun.jp/>
- ・ 生涯学習辞典
<http://www.tcp-ip.or.jp/~syaraku/manabu/>